

世界遺産条約の概要

(1) 条約の概要

- ・正式名称：世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約
- ・目的：顕著で普遍的な価値を有する遺跡や自然地域などを人類全体のための世界の遺産として保護、保存し、国際的な協力及び援助の体制を確立する。
- ・採択：1972年（我が国は1992年に締結）
- ・締約国数：183ヶ国（2006年10月23日現在）
- ・事務局：UNESCO世界遺産センター（パリ）

(2) 世界遺産のカテゴリーと登録件数（2006年7月現在）

カテゴリー	対 象	登録件数
文化遺産	世界的な見地から見て歴史上、美術上、科学上顕著で普遍的価値を有する記念工作物、建造物群、遺跡を対象	644
自然遺産	世界的な見地から見て観賞上、科学上又は保全上顕著な普遍的価値を有する特徴ある自然の地域、脅威にさらされている動植物種の生息地、自然の風景地等を対象	162
複合遺産	文化遺産と自然遺産との両面の価値を有するものを対象	24
(合 計)		830

(3) 世界自然遺産の登録基準

以下のクライテリア（評価基準）の1つ以上に合致する世界的に見て類まれな価値を有し、法的措置等により、評価される価値の保護・保全が十分担保されていること、管理計画を有すること等の条件を満たすことが必要。 ※ (i) ~ (vi) は世界文化遺産のクライテリア

(vii) 自然景観

最上級の自然現象、又は、類いまれな自然美・美的価値を有する地域を包含する。

(viii) 地形・地質

生命進化の記録や、地形形成における重要な進行中の地質学的過程、あるいは重要な地形学的又は自然地理学的特徴といった、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な見本である。

(ix) 生態系

陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群集の進化、発展において、重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本である。

(x) 生物多様性

学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含する。

(4) 我が国の世界遺産

現在、我が国では、自然遺産3件、文化遺産10件の合計13件が世界遺産として登録されている。

【自然遺産（計3地域）】

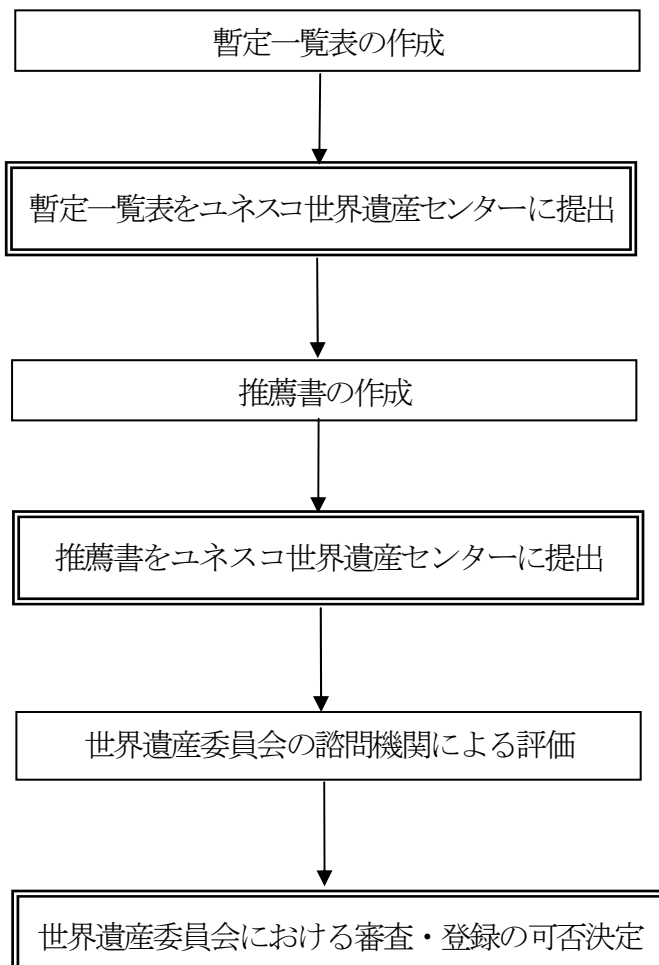
- ・ 屋久島（平成5年）
- ・ 白神山地（平成5年）
- ・ 知床（平成17年）

【文化遺産（計10地域）】

- ・ 法隆寺地域の仏教建造物（平成5年）
- ・ 姫路城（平成5年）
- ・ 古都京都の文化財（平成6年）
- ・ 白川郷・五箇山の合掌造り集落（平成7年）
- ・ 原爆ドーム（平成8年）
- ・ 巖島神社（平成8年）
- ・ 古都奈良の文化財（平成10年）
- ・ 日光の社寺（平成11年）
- ・ 琉球王国のグスク及び関連遺産群（平成12年）
- ・ 紀伊山地の霊場と参詣道（平成16年）

※ この他、「石見銀山遺跡とその文化的景観」及び「平泉―浄土思想を基調とする文化的景観」について推薦書を提出済み

(5) 世界遺産登録手続きの概要



暫定一覧表（暫定リスト）

暫定一覧表とは、条約締約国が世界遺産として価値を有していると考え、将来推薦を行う意思のある物件のリストで、少なくとも推薦書提出の1年前までに締約国政府から提出することとされている。

推薦書

推薦書は、締約国が国内の物件を世界遺産に推薦する際に提出する書類で、遺産としての価値を証明するとともに、将来にわたり保全するための方策等を示さなければならない。毎年2月1日が提出の締め切りとなっている。

諮問機関

自然遺産の諮問機関は、IUCN（国際自然保護連合）が務めている。

（推薦書提出の翌年7月頃）